

**議事日程（開会日） 令和3年12月7日 午前9時開会**

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 行政報告について
- 日程第4 議案第48号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第5 議案第49号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第50号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第51号 木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

**本日の会議に付した事件**

議事日程と同じ

**出席議員（8名）**

1番	後藤紀子君	2番	古村護君
3番	鎌田鷹介君	5番	加藤真人君
6番	伊藤守君	7番	服部芙二夫君
8番	三輪一雅君	9番	伊藤好博君

**欠席議員（0名）**

**議場出席説明者**

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
教育長	山北哲君	総務政策課長	小島裕紹君
総務政策課副参事	中山重徳君	危機管理課長	伊藤雅人君
会計管理者	山田克己君	産業課長	多賀達人君
建設課長	黒田良人君	住民課長	伊藤正典君
福祉健康課長	松本大君	税務課長	藤井光利君
教育課長	黒田和弘君		

**事務局出席職員**

事務局長 平松孝浩                      議会事務局 渡辺千智

=====

**午前 9時 0分開会**

○議長（服部芙二夫君） 皆様、おはようございます。

本日、令和3年第4回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸

般何かと御多用のところ、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても御出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されます議案は、一般会計、特別会計の補正予算、条例の一部改正案並びに諮問案で、いずれも重要な案件が提出されております。その詳細については後ほど執行部より説明がなされると存じますが、議員の皆様方におかれましては、住民の負託に応えるべく、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。また、議会運営には格段の御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶いたします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和3年第4回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

3番議席、鎌田鷹介議員、6番議席、伊藤守議員の御両名を指名します。

#### **日程第2 会期の決定について**

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る12月1日、議会運営委員会が開かれ、今期の定例会の議会運営などについて御審査をいただいておりますので、議会運営委員長より委員会の審査経過報告をお願いします。

○8番（三輪一雅君） 議長、8番。

○議長（服部英二夫君） 8番議席、三輪一雅委員長。

○8番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月1日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法の規定に基づき、議長の出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席の下、令和3年第4回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議いたしましたので、その審査経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明があり、次に、担当課長より議案の概要説明を受け、審査に入りました。説明を受けました議案名及びその内容は割愛させていただきますが、本定例会開会日の提出議案は、令和3年度一般会計、特別会計の補正予算案2件、条例の一部改正案2件、諮問案1件、合わせて5件であります。これらの議案について十分に内容を審査した結果、いず

れも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申しました審議対象議案の状況を考慮し、会期は本日7日から14日までの8日間と決定いたしました。

次に、本定例会の議事日程でございますが、この後、加藤町長より行政報告を行っていただきます。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、議案第48号から議案第51号までの4議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、続いて、担当課長から詳細説明をしていただきます。

次に、諮問第2号を上程していただき、加藤町長に提案理由の説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくことといたします。

以上をもって令和3年第4回定例会の開会日は散会とさせていただきます。

なお、本定例会での議案等の審議については委員会付託を省略し、本会議で審議していただくことといたしました。

次に、定例会は12月10日午前9時より再開していただきます。最初に一般質問を行っていただきます。一般質問の通告は3名の方が通告されており、それぞれ受付順に質問し、答弁をいただくことといたしました。また、発言は町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

なお、本定例会から、一般質問答弁書の写しを質問席に事前配付することとしました。また、執行部側による反問・反論権を認めることとしましたので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

この一般質問を終えた後、議案第48号から議案第51号までの4議案を一括上程していただき、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって本会議は散会といたします。

次に、定例会閉会日は12月14日午前9時より再開し、議案第48号から議案第51号までの4議案を一括上程していただき、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上、審議の終了をもって閉会宣告していただき、令和3年第4回木曾岬町議会定例会は閉会といたします。

以上、議会運営委員会の審議結果報告とさせていただきます。

令和3年12月7日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○議長（服部英二夫君） ありがとうございました。

議会運営委員の皆様、当日の審査、御苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日12月7日から12月14日までの8日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月14日までの8日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間と決定しました。

### 日程第3 行政報告について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 皆さん、改めて、おはようございます。

今年も早いものでございます。12月、師走に入りまして、年の瀬、何かと気ぜわしい時節となってまいりましたが、本日は、令和3年の第4回木曾岬町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には全員御参集いただき、誠にありがとうございます。

今期定例会には、執行部より、令和3年度各会計の補正予算2件、条例改正2件、諮問案件1件など、合わせて5件の議案を提出させていただいております。何とぞ慎重審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいま議長より許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、新型コロナウイルス感染症について御報告をさせていただきます。

去る8月26日に三重県内の新規感染者が515人になるなど過去最大の波となり、本町におきましても一旦は落ち着いた感染者が8月に入り頻繁に発生し、8月に10人、9月に11人と連日のように新規感染者が発表され、多くの方々が自宅療養を余儀なくされました。

この現状を踏まえまして、関係機関と連携して自宅療養者訪問介護支援事業に取り組み、急増する自宅療養者に対するフォローアップ体制の整備を図りました。その後、9月中旬以降、全国的に感染者が大幅に減少し、本町におきましても10月4日の発表を最後に本日まで新規感染者の発生はなく、県外発表を含めて、累計で当町では55人となっております。

一方、ワクチン接種につきましては、1回目、2回目とも他市町より早く順調に進みまして、それに続いて新たな接種希望者や新規の12歳到達者を見込んで、追加接種期間を8月21日から9月18日までといたしまして、その後も接種希望者の申込み状況に応じ

て随時ワクチン接種を進め、12月3日現在で2回目接種は5,044人、接種率は88.4%となっております。

また、国が2回目接種完了後からおおむね8か月以上後に3回目接種を行う必要があるとの見解が示され、本町においても12月から3回目接種を開始いたしておりますが、新たにオミクロン株が南アフリカで検出され、世界各国で新規の感染者が発表されている現状から、国では3回目接種の前倒しが検討されている状況でございます。

本町においても感染拡大の推移と国、県の動向をしっかりと注視しながら、的確な対応をしていかなければならないと考えております。

今後は、第6波に備え感染防止対策を徹底するとともに、迅速かつ適切な実施体制の確保など、町民の皆様が安心して暮らしていただけるように万全を期してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解やら御協力のほどを賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、木曾岬干拓地の状況でございますが、去る11月2日に第9回目となる木曾岬干拓地土地利用検討協議会が開催され、伊勢湾岸自動車道の以南の都市的土地利用計画の方向性について協議を行いました。

第3期分譲も順調に進んでおりますが、私のほうからは、将来の土地利用に関しては選択肢を広げるためにもこれから多方面の分野にわたってアプローチをかけ、多くの提案を求めてもらいたいこと、それから、工業系や商業系につきましては、もし工業的土地利用でなければ、若い人たちや家族連れで出かけていただけるようなことも期待できる時代に合った利用体系の検討も進めてもらいたいことなど意見を述べさせていただくとともに、一方で、現状の堤防の雑木や雑草の早期の撤去や、交通の利便性と安全性の担保を図るための県道バイパス以外のアクセス道路の早期整備について、愛知県と連携を取って一体的な地域づくりを目指すこと、また、現在行われております環境アセスの期間を短縮することなどについて、私のほうから強く要望させていただきました。

それに対して県の山口地域連携部長からは、今後も地域連携部だけでなく関係各部局との連携を図りながらいろいろな可能性を検討していくとともに、環境アセスについても制度的な問題がない部分で短縮できるよう検討していきたいとの方針を示していただきましたので、御報告させていただきます。

次に、木曾川左岸堤防耐震・高潮対策についてでございますが、国土交通省木曾川下流河川事務所において、堤防耐震対策として、今年度、鍋田川の合流点から上流側に向けて堤防のかさ上げ工事に着手していただいたところでございますが、早期完成が悲願でございますことから、去る10月29日に内閣府へ出向き、二之湯国家公安委員長兼国土強靱化担当大臣に対して、木曾川左岸や木曾岬干拓堤防の耐震・高潮対策の早期整備を要望してまいりました。

また、国土交通省に対しては、同日、水管理・国土保全局長並びに技術審議官に対しま

して、また、11月10日には、中部地方整備局長並びに河川部長に対して申入れを行ったところ、11月18日に中部地方整備局河川部長さんが来町をいただき、弥富市の鍋田干拓地にごさいます伊勢湾台風後の復興住宅と急速に企業立地が進んでおります木曾岬干拓地を視察していただき、雑草と脆弱な干拓堤防や木曾川左岸堤防の耐震液状化対策の必要性を訴え、河川防災ステーションからは海拔ゼロメートルの輪中の町の課題を御理解いただいたところがございます。

また、11月12日には、三重県の社会基盤整備協会の要望活動として治水事業促進全国大会に参加し、治水事業の促進のためのさらなる予算確保などについて決議をするとともに、三重県並びに愛知県選出の国会議員と国交省及び農林水産省出身の参議院議員に対し、要望活動を実施したところがございます。

さらには、急遽、この12月18日に二之湯国土強靱化担当及び防災担当大臣が本町の防災対策の取組などの視察のため来町をいただくことになり、その際に高潮堤防の耐震事業の進捗状況や当町の課題などについても視察していただく予定でございます。

今後、引き続き関係機関と調整を進め、木曾川左岸堤防の耐震高潮対策の早期整備に向けて全力を尽くしていきたいと考えているところでございます。

最後に、町村会についてでございますが、全国町村会では本年で創立100周年を迎え、本年の2月に記念式典が開催される予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い延期され、11月17日に規模を縮小して、出席者を各都道府県町村会の正副会長及び事務局のみの限定する形で開催されましたので、私も三重県町村会の副会長として出席させていただいたところがございます。

式典では、全国町村会創立100周年宣言といたしまして、先人たちが英知を結集し、果敢な行動で幾多の困難に立ち向かってきたその歴史をしっかりと胸に刻み、コロナ後の社会を見据え、人の絆、地域のつながりを大切にしながら、全国926町村の多様な価値をさらに発展させ、全国どの地域も活力にあふれ、光り輝く新時代を切り開くため全力を尽くすことを宣言し、続いて、正午からは、岸田総理大臣をはじめ所管大臣並びに衆参両議院議長ほか多数の来賓出席の下、全国町村長大会が開催され、大会では、1つ、コロナ後を見据えた経済対策の実施、1つ、防災・減災対策、国土強靱化の推進、1つ、東京一極集中の是正と分散型の国造りなど、16項目の実現を政府に対し強く求める大会決議をして閉幕いたしました。

節目を迎えた年だからこそ、現在我々が直面している人口減少、少子高齢化社会、新型コロナウイルス感染症など様々な国難に対して、政府、自治体、そして、全ての国民が心を合わせて乗り越えていかなければならないと、改めて感じさせていただいたところがございます。

以上のことを申し上げ、今期定例会に当たっての行政報告といたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第4 議案第48号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）  
について

日程第5 議案第49号 令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第50号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第51号 木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（服部英二夫君） 日程第4、議案第48号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第7、議案第51号、木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議題を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程4、議案第48号から日程7、議案第51号までの4議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、日程4の議案第48号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,700万円を追加いたしまして、予算総額を31億2,750万円とするものでございます。

その補正の主な内容を歳出から申し上げますと、総務費では、退職者が確定したことに伴う職員手当の増額や、ふるさとときそさき応援寄附金の増加見込みに伴う関係費用の増額を行っております。

また、コロナウイルス感染症対応臨時交付金を財源として、平常時には夜間照明として、また、災害時には非常灯や携帯電話などへの非常用電源として活用することができる独立電源型の照明灯を設置するための費用やペーパーレス会議システム導入に伴う費用などを計上するとともに、再度、旧の幼稚園跡地を売却するための入札を実施しようとするので、その売却費を基金に積み立てるための予算を計上いたしております。

また、本年4月に執行された町長・町議会議員選挙が無投票となったことに伴う関係費用の減額も行っております。

民生費では、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな寄附を受けたことに伴い積

立金を増額するとともに、障害者自立支援給付費においては、報酬の改定や利用回数の増加に伴う増額を行っております。

また、児童手当法の改正に伴い、現行のシステムを法改正の内容に対応させるための費用を計上するとともに、こども園の保育士補助員等の雇用状況に合わせ、人件費の補正を行っております。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目予防接種の実施に係る費用やがん検診などの検診結果の利活用に向けたシステム改修に係る費用を計上しているほか、木曾岬斎場の火葬炉の修繕に要する費用を増額いたしております。

また、木曾岬町新型コロナウイルス感染症予防対策補助金につきましては、現在の申請状況及び今後の推計見込みにより減額をいたしております。

農林水産業費では、排水機場遊水池のしゅんせつを行うため県単排水施設整備事業の補助採択を受けましたので、この負担金を計上いたしております。

土木費においては、社会資本整備総合交付金事業における市町間の事業調整に伴い、町道西対海地・和泉線道路改良工事に係る事業費の増額を行っております。

消防費では、防災行政無線をメール配信サービスや緊急速報メールと情報連携させるためのシステム導入に係る費用を計上しております。

教育費では、北部公民館のエアコン取替え工事に要する費用やふれあいホールエアコン修繕工事に要する費用を計上しているほか、学校給食費では、給食センターにおける備品購入の契約額の確定に伴う減額を行っております。

以上が歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入といたしましては、それぞれの事業に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国・県支出金を精査するとともに財政調整基金からの繰入れを計上しているほか、道路改良事業や排水施設整備事業の事業費増加に伴う地方債などを計上しているものでございます。

次に、日程5、議案第49号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既決予算額を歳入歳出それぞれ12万8,000円追加いたしまして、予算総額を8億2,766万8,000円とするものでございます。

その補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する支援として、国から補助金を受け入れるものでございます。

歳出につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用に関するリーフレットの作成に要する費用を計上するものでございます。

次に、日程6、議案第50号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな指定寄附を受けましたので、これに基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。



次に、日程 7、議案第 5 1 号、木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本町の子ども医療費助成制度は、対象者が安心して必要な医療を受けられる環境を整えるため、保険適用となる医療費の一部を助成する県の制度に併せて昭和 4 8 年から実施しております。

施行当時は 2 歳未満の乳幼児を対象として始まり、その後、県の制度が拡大され、平成 2 4 年に現行の小学校 6 年生までが対象となりましたが、本町ではいち早く平成 2 1 年 9 月に中学 3 年生までと対象を拡大し、子どもの保健の向上に努めているところでございます。

医療費助成制度は、近年、少子化対策の一環として各自治体が独自に子どもに対して助成するケースが増えており、対象年齢の多くは中学 3 年生までとなり、所得制限は 8 4 % の自治体で課していない状況でございます。

このような状況の中、本町におきましても少子化・定住化対策の取組といたしまして、子育てしやすい環境を整備しようとすることから、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程を賜りました 4 議案の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、それぞれ所管課長から説明をさせていただきますので、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 4 8 号、令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

令和 3 年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第 1 条第 1 項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 6, 7 0 0 万円を追加いたしまして、予算の総額を 3 1 億 2, 7 5 0 万円とするものでございます。

第 2 項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第 1 表、歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

第 2 条は、債務負担行為の追加を、第 2 表、債務負担行為補正に定めるというものでございます。

第 3 条では、地方債の変更を、第 3 表、地方債補正に定めるということを規定しているものでございます。

おめくりいただきまして、2ページから4ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、2ページの歳入におきましては、14款国庫支出金から21款町債までの7つの款とこれらに付随する10の項において、また、3ページから4ページに記載のあります歳出では、2款の総務費から4ページの11款予備費までの8つの款とこれに付随する17の項においてそれぞれ所要の補正をお願いするものでございまして、その総額は、既決予算額に1億6,700万円を追加いたしまして、補正後の予算額を31億2,750万円とするものでございます。

5ページのほうをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

債務負担行為は、契約などで発生する将来にわたっての法的債務の履行に対しまして、一定期間一定限度の支出負担枠を設定するものでございます。

このたび追加をする項目は、1行目の庁舎施設管理業務から末尾の地域包括支援センター電算機器賃貸借までの8つの事項について債務負担行為を措置いたしまして、その期間と限度額を定めているものでございます。

次のページをお願いいたします。

6ページ、第3表、地方債補正でございます。

事業費の増加に伴いまして借入れの限度額を、公共事業等債においては3,510万円から4,250万円に、また、一般単独事業債におきましては1,090万円から2,890万円にそれぞれ増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更するものではございません。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について説明を申し上げます。

それでは、7ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の説明は割愛させていただきまして、8ページから、それぞれ担当課長より説明をさせていただきます。

**○福祉健康課長（松本 大君）** それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入について説明させていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、499万4,000円を追加し、1億1,865万9,000円とするものでございます。障害者自立支援給付費等国庫負担金としまして、障がい・福祉サービスの短期入所や放課後等デイサービス等の報酬改定及び利用回数の増加に伴う交付見込みにより追加補正させていただくものでございます。

児童手当及び子ども手当国庫負担金としまして、特例給付等に係る児童手当法の改正に伴い、システム改修に要する経費の交付見込みにより追加補正させていただくものでございます。

2目衛生費国庫負担金では、724万9,000円を追加し、742万9,000円と

するものでございます。保健衛生費国庫負担金としまして、新型コロナウイルスワクチン3回目接種の接種費用及び1回目、2回目接種の時間外接種及び休日接種に要する経費の交付見込みにより追加補正させていただくものでございます。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金では1,640万1,000円を追加し、1,877万2,000円とするものでございます。保健衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金としまして、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る事務費に対する補助金の交付により追加補正させていただくものでございます。

健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業としまして、健診結果等の情報について、主に国の定める標準的な様式に対応するためのシステム改修に要する経費の交付見込みにより追加補正させていただくものでございます。

以上です。

**○教育課長（黒田和弘君）** 3目教育費国庫補助金では、10万円を追加し、46万9,000円とするものでございます。8節学校保健特別対策事業費補助金におきまして、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業といたしまして、昨年度、学校における新型コロナウイルス感染症対策費用として1校当たり80万円の2分の1の交付を受けた同補助金の今年度追加交付分といたしまして、1校当たり10万円の2分の1が交付されるものでございます。

以上でございます。

**○建設課長（黒田良人君）** 5目土木費国庫補助金、832万5,000円を増額し、補正後2,898万5,000円とするものでございます。社会資本整備総合交付金におきまして、市町間の事業調整の結果、追加予算を確保することができたことから西対海地・和泉線の道路改良工事において事業進捗を図るものでございまして、補助率は2分の1となっております。

以上でございます。

**○住民課長（伊藤正典君）** 7目総務費国庫補助金では、1,302万5,000円を追加し、7,482万8,000円とするものでございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、マイナンバーカード公的個人認証の海外利用に向けた戸籍副本データ連携業務の確定によるものでございます。

以上でございます。

**○総務政策課長（小島裕紹君）** 続きまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、1,276万1,000円の追加を計上するものでございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的に、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業に要する費用に対して交付される補助金でございます。今回はペーパーレス会議システムの導入に代表されます行政のIT化や防災行政無線の機能拡張に代表され

る防災のIT化、また、保健センターの改修工事や小中学校での感染対策などに代表される安心・安全確保事業などの財源とするものでございます。なお、令和3年度におきましては、総額で6,093万7,000円の交付決定がなされているものでございます。

以上でございます。

**○福祉健康課長（松本 大君）** 10ページ、11ページをお願いします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では、181万4,000円を追加し、7,090万4,000円とするものでございます。障害者自立支援給付費等県負担金としまして、国庫負担金と同様に、障がい・福祉サービスの短期入所や放課後等デイサービス等の報酬改定及び利用回数の増加に伴う交付見込みにより追加補正させていただくものでございます。

以上です。

**○産業課長（多賀達人君）** 15款2項3目農林水産業費県補助金、1万7,000円を増額し、2,807万2,000円とするものでございます。農業振興費補助金は、地域再生協議会への事務費補助金であります経営所得安定対策等推進事業費補助金の追加割当て内示に伴い増額するものでございます。

以上でございます。

**○総務政策課長（小島裕紹君）** 3項委託金、1目総務費委託金では、17万円を減額いたしまして、2,354万4,000円とするものでございます。県から市町への権限移譲に伴います事務処理の特例に関する条例に基づく交付金でございます。この交付額の決定に伴い減額をするものでございます。

16款財産収入、2項財産売却収入、2目不動産売却収入は、3,870万円を増額するものでございます。現在、職員の駐車場として活用しております旧幼稚園跡地につきまして、改めて売却するための入札を実施しようとすることから、その売却収入を計上しているものでございます。

17款寄附金、1項1目一般寄附金では、3,000万円を追加いたしまして、8,000万1,000円とするものでございます。11月末時点での実績額から推計いたしまして、寄附金の増額を見込むものでございます。

2目民生費寄附金では、100万円を追加するものでございます。木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金に対しまして指定寄附を受けたことから、追加計上するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、18款繰入金、2項2目財産調整基金繰入金では、1,200万円を追加計上いたしまして、1億2,000万円とするものでございます。このたびの補正予算におきまして、各科目におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業を計上するに当たり、交付金を満額充当させるために事業費の未確定分を考慮した内容で歳出予算を計上していることから、その相当額を財政調整基

金からの繰入れにより調整しようとするものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 20款諸収入、4項5目雑入では、814万5,000円を追加し、1,942万9,000円とするものでございます。過年度収入としまして、令和2年度の国庫及び県負担金の精算に伴う追加交付により追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） 続いて、雑入でございます。

雑入です。657万5,000円を追加計上するものでございます。このうち共済保険金20万円は、公用建物及び公用車の事故に係る保険金の受入れをしようとするものでございます。

以上です。

○福祉健康課長（松本 大君） 雑収入としまして、明治安田生命保険相互会社実施の私の地元応援募金の寄附により追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 三重県市町村職員互助会公益事業助成金の600万円については、防災行政無線の情報連携システム導入に係る助成金でございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 21款町債、1項2目土木債では、740万円を追加いたしまして、3,230万円とするものでございます。交付金事業における市町間の事業費調整によりまして、西対海地・和泉線道路改良工事における事業費を増額することに伴いまして増額をするものでございます。

5目農林水産業債は、1,800万円を追加いたしまして、3,910万円とするものでございます。排水機場遊水池のしゅんせつを行うための県単排水施設整備事業の補助採択を受けたことに伴い、新たに事業を実施するために増額するものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

14ページ、15ページの総括は割愛させていただきまして、16ページから説明をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、5,710万3,000円を追加いたしまして、3億2,358万1,000円とするものでございます。報酬では、令和4年度新規採用職員を3月から試行的に任用するために必要な経費の増額を行い、職員手当等では、退職者数が確定したことに伴い、退職手当組合への納付金を増額しているものでございます。

続く、委託料と積立金では、ふるさとそさき応援寄附金の増額を見込むことから、返礼品発送に必要な事務等に係る経費や積立金を増額しているものでございます。

5目財産管理費では、5,275万3,000円を追加いたしまして、1億41万5,000円とするものでございます。需用費では、コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、会議室等に必要なアクリルパネルを追加するための費用を計上し、工事請負費では、平常時には夜間照明として、また、災害時には非常灯や携帯電話等への非常用電源として活用することができる独立電源型の照明灯を設置するための費用を計上いたしております。なお、これらはどちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として計上されていることとなります。

続く、積立金では、歳入の不動産売払収入で計上いたしました旧幼稚園跡地の売却費を基金に積立てをしようとするものでございます。

以上でございます。

**○危機管理課長（伊藤雅人君）** 12目高度情報処理対策費では、362万1,000円を追加し、7,803万7,000円とするものでございます。ペーパーレス会議システム導入に関する経費をそれぞれ計上するとともに、備品購入費においては、職員が使用する内部情報系端末の購入完了に伴い、タブレット端末の購入と併せて精査を行うものでございます。

以上でございます。

**○住民課長（伊藤正典君）** 3項1目戸籍住民基本台帳費では、39万6,000円を減額し、3,283万1,000円とするものでございます。マイナンバーカード公的個人認証の海外利用に向けました戸籍の符号の取得作業について、国の配分計画により令和4年度に先送られたことにより当該予算を減額するものでございます。財源内訳の補正につきましては、歳入予算補正で説明いたしました副本データ連携業務の確定に伴うものでございます。

以上でございます。

**○総務政策課長（小島裕紹君）** 18ページ、19ページをお願いいたします。

4項選挙費、5目町長・町議会議員選挙費では、1,055万4,000円を減額いたしまして、283万8,000円とするものでございます。本年4月に執行されました町長・町議会議員選挙の経費を精算したことに伴いまして、それぞれの科目で減額をしているものでございます。

以上でございます。

**○福祉健康課長（松本 大君）** 20ページ、21ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、100万円を追加し、2億446万6,000円とするものでございます。24節積立金の木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金積立金としまして1件寄附がありましたので、積立てするものでございます。

2目社会福祉施設費では、財源振替するものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 5目国民年金費では、1万3,000円を追加し、791万5,000円とするものでございます。令和2年度における事務費交付金の確定により受入れ超過分を計上するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 6目障がい者福祉費では、777万1,000円を追加し、1億4,393万2,000円とするものでございます。7節報償費では、心身障害者福祉年金の対象者の増加、12節委託料では、障害相談支援システムの新規パソコン移行作業に要する経費の追加、19節扶助費では、障がい・福祉サービスの短期入所や放課後等デイサービス等の報酬改定及び利用回数の増加、22節償還金、利子及び割引料では、令和2年度負担金等の精算により追加補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、129万6,000円を追加し、9,797万円とするものでございます。12節委託料では、特例給付などに係る児童手当法の改正に伴い、システム改修に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

5目こども園費では、1,419万9,000円を減額し、1億2,314万円とするものでございます。1節報酬から次のページの8節旅費までは、保育士補助員募集に対する未応募及び当初入園予定園児数と現園児数との差異により保育士補助員2名が未採用となり、減額補正させていただくものでございます。12節委託料の保守委託料では、給食等の配膳に利用していました電動ダムウェーターの使用中止に伴い点検費用が不要となり、減額補正させていただくものでございます。業務委託料としまして、主に臨時保育士派遣委託業務で保育士2名分を予算計上しておりましたが、見積り競争を実施しましたところ、全ての業者が辞退する結果となりました。また、園児の年度途中入園に伴い、再度10月に1名分の見積り競争を実施しましたところ、今回も全ての業者が辞退する結果となりましたが、1名分の確保が必要となることから、12月から3月までの4か月1名分の予算を残し、不要となる派遣委託業務費用を減額補正させていただくものでございます。18節負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う感染防止のため遠足を中止したために、減額補正させていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、14万5,000円を追加し、5,103万4,000円とするものでございます。18節負担金、補助及び交付金では、休日応急診療所運営費負担金としまして、桑員2市2町で構成する桑名市応急診療所の分担金であります。新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う受診控えにより診療所収入が減収したため構成市町で分担金を増額することとなり、追加補正させていただくものでございます。

2目保健施設費では、財源振替するものでございます。

3目予防費では、1,185万5,000円を追加し、5,035万1,000円とするものでございます。10節需用費の消耗品費としまして、明治安田生命保険相互会社実施の私の地元応援募金の寄附により、感染防止対策用品の購入及び新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係るファイルや印刷用紙等の事務用品購入費を追加補正させていただくものでございます。11節の役務費としまして、3回目接種の接種券郵送代や周知用チラシの広報紙折り込み手数料を追加補正させていただくものでございます。12節委託料としまして、電算委託料は3回目接種に係る予防接種台帳電算システムの改修費用、業務委託料は、主に予防接種のコールセンター予約やウェブ予約管理システムに要する経費を追加補正させていただくものでございます。13節使用料及び賃借料としまして、ワクチンの3回目接種に係る関係資料のカラーコピーやモノクロコピーの使用料を追加補正させていただくものでございます。18節負担金、補助及び交付金としまして、関係負担金はワクチン3回目接種の接種費用、木曾岬町新型コロナウイルス感染症予防対策補助金は、7月以降の補助金の申請状況及び申請見込みにより減額補正させていただくものでございます。

5目成人等保健事業費では、325万4,000円を追加し、1,426万4,000円とするものでございます。12節委託料では、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の健診結果等の情報について、主に国の定める標準的な様式に対応するためのシステム改修に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 6目環境衛生費では、127万6,000円を追加し、811万2,000円とするものでございます。本年実施いたしました火葬炉の点検により当初予算で予定しておりました修繕工事内容と併せて実施したほうが安価であることから、今回、工事請負費において追加計上をさせていただくものでございます。

続きまして、2項清掃費、2目塵芥処理費では、9万9,000円を追加し、1億1,344万6,000円とするものでございます。職員2名分の手当の不足により追加計上するものでございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） ページをおめくりいただき、26、27ページをお願いします。

5款1項3目農業振興費、1万7,000円を増額し、434万7,000円とするものでございます。歳入でもございました地域農業再生協議会で行う経営所得安定対策や米の需給調整等の推進に要する事務的経費の補助金であります経営所得安定対策等推進事業費補助金について、追加割当て内示により増額するものでございます。

2項3目湛水防除費、1,800万円を増額し、9,759万3,000円とするものでございます。負担金、補助及び交付金は、本年度、和泉第2排水機場と近江島排水機場



で県営の土地改良施設緊急しゅんせつ事業により計画されております遊水池のしゅんせつについて割当て内示に伴い増額するもので、その負担率は、県85%、町15%でございます。

以上でございます。

○建設課長（黒田良人君） 7款土木費、1項1目土木総務費では、33万1,000円を増額し、補正後1,356万8,000円とするものでございます。需用費でございますが、建設課所管の軽トラックにおける修繕費を計上するものでございまして、これはシルバー人材センターへ委託した除草委託におきまして軽トラックを貸し出したところ自損事故が発生したことから修繕を行うものでございまして、修繕費の負担につきましては、車両保険が20万円、差額の13万1,000円はシルバー人材センターの負担となっております。

ページをおめくりいただきまして、2項2目道路新設改良費でございます。1,665万円を増額し、補正後6,108万6,000円とするものでございます。工事請負費におきまして社会資本整備交付金の増額、これが市町間調整で追加予算を確保できたことから、西対海地・和泉線の道路改良工事において進捗を図るものでございます。

以上でございます。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 8款消防費、1項5目災害対策費では、2,200万円を増額し、4,905万1,000円とするものでございます。委託料において、防災行政無線に配信メール、緊急速報メールを連携するためのシステム経費を計上するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） 款、変わりがまして、9款教育費でございます。

2項小学校費、1目学校管理費におきましては、28万2,000円を追加し、補正後の額を3,728万7,000円とするものでございます。10節需用費におきまして、ふれあいホールの空調設備の修繕費用を追加、12節委託料では、新型コロナウイルス感染症対策として夏のプール授業が中止になったことに伴いますプール清掃の業務委託の費用を減額、さらに、17節備品購入費では、先ほど歳入でも御説明をさせていただきました補助事業を活用して、タブレット端末の操作用のスイッチャーやアームスタンドの購入費用を追加するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、30、31ページでございます。

3項中学校費、1目学校管理費では、20万4,000円を増額し、3,037万7,000円とするものでございます。17節備品購入費では、小学校費同様に、補助事業を活用してタブレット端末用の操作用スイッチャー、アームスタンドの購入費用、19節扶助費では、準要保護生徒の就学援助費におきまして、支給対象者の追加が見込まれることから10万7,000円を追加するものでございます。

項、変わりまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費では、30万円を減額し、929万1,000円とするものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして秋の文化祭を中止したことにより、文化協会へのその費用の補助金を減額するものでございます。

2目公民館費では、89万1,000円を追加し、909万9,000円とするものでございます。北部公民館会議室のエアコンが故障したため、その取替え工事の費用でございます。

5目図書館費は、財源の振替で、予算額の増減はございません。

項、変わりまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費では、47万9,000円を減額し、909万4,000円とするものでございます。17節備品購入費におきまして、今年度更新いたしました軽トラックの契約が完了したことによりまして、その差額を減額するものでございます。

2目保健体育施設費では、財源の振替で、予算額の増減はございません。

3目学校給食費では、625万3,000円を減額し、5,585万6,000円とするものでございます。給食センター備品の購入差金の減額でございまして、今年度更新いたしましたフライヤーにおきまして、当初は自動式のを予定しておりましたが、調理員の人員等が確保されたため、再度仕様のほうを精査した結果、自動式でなくサイズも少し小さめのものに仕様の変更が可能となりましたことから、安価に契約ができたことによる減額でございます。

以上でございます。

**○総務政策課長（小島裕紹君）** 32ページ、33ページをお願いいたします。

11款1項1目予備費では、62万円を計上いたしまして、571万8,000円とするものでございます。地方自治法に定める予備費でございまして、この補正予算の歳入歳出の均衡を図っているものでございます。

なお、このたびの補正で町長・町議会議員選挙の立会人報酬及び保育所補助員におきまして補正を行っておりますことから、34ページから36ページにかけまして給与費明細書を添付させていただいておりますので、後刻、御確認をお願いいたします。

続く、37ページ、38ページは、債務負担行為に関する調書でございます。このたびの補正予算にて債務負担行為の追加をいたしましたので、関係する項目の補正を行うものでございます。冒頭、第3表で申し上げました、追加いたします8件の債務負担行為の支出予定額とその財源を示しているものでございます。

その次、39ページは、地方債の現在高と当該年度見込額を示しているものでございます。

以上で一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。

**○議長（服部英二夫君）** 説明が続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。休憩

時間は10時20分までといたします。

午前10時 0分休憩

午前10時20分再開

○議長（服部英二夫君） 休憩を解き本会議に戻します。

引き続き、説明をお願いします。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） それでは、補正予算書の40ページをお願いいたします。

議案第49号、令和3年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

令和3年度三重県桑名郡木曾岬町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条では、歳入歳出予算の補正につきまして規定しており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,766万8,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入では、4款国庫支出金と付随する1つの項において、また、歳出では、1款総務費、10款予備費の2つの款とそれに付随する2つの項においてそれぞれ12万8,000円を追加し、補正後の予算総額を8億2,766万8,000円とするものでございます。

43ページの歳入総括は割愛し、44、45の事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳入でございます。

4款2項6目社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、12万8,000円を追加するものでございます。歳出におけますマイナンバーカードの健康保険証利用に対する啓発事業に係る経費として交付を受けるものでございます。

次に、歳出でございます。

46、47ページの総括は割愛して、48、49の事項別明細書により説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費では、8万円を追加し、714万6,000円とするものでございます。マイナンバーカードの健康保険証利用に関するリーフレットの作成経費を追加するものでございます。なお、財源内訳の補正につきましては、歳入予算補正で説明いたしました補助金の受入れに伴うものでございます。

10款予備費では、4万8,000円を増額し、86万9,000円とするもので、こ

の金額をもって歳出予算の調整をさせていただくものでございます。

以上が令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしく願いいたします。

**○総務政策課長（小島裕紹君）** 続きまして、議案第50号をお願いいたします。

議案第50号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるといふものでございます。

下段、提案理由でございます。

地域福祉の推進並びに思いやりあふれる健康長寿の町の形成に寄与することを目的に設置されました同基金への新たな寄附を受けたため、これに基づく木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由というものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、ページを2枚跳ねていただきまして、新旧対照表のほうをお願いいたします。

服部唯男様より同基金に対しまして100万円の指定寄附を受けましたので、第2条第2項の基金の額を5,440万円とし、併せて別表にその旨加えるものでございます。

ページ、1枚戻っていただきまして、条例本文、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。お願いいたします。

**○住民課長（伊藤正典君）** 次に、議案第51号をお願いいたします。

木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

子ども医療費の助成対象となるものの範囲を18歳まで拡大することにより子育てしやすい環境を整備することから、本条例の一部を改正するものである。

木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第2条は用語の意義を定めており、最下段の第5項では、この条例における子どもの対象年齢について、現行の15歳とあるものを18歳に改正するものでございます。そのほ

か、第2項から第5項中のただし書の追加につきましては、県の補助制度を優先することから、各条文にただし書を加えるものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条例の最下段、附則でございますが、1として、施行期日としては、この条例は令和4年4月1日から施行する。

2、経過措置として、この条例による改正後の木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例――以下、新条例といいます――の規定は、この条例の施行日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成につきましては、なお従前の例による。

3、準備行為として、新条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給資格者証の交付、その他、医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

以上が木曾岬町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

なお、議会全員協議会において所得制限の撤廃についても説明をさせていただきましたが、所得制限に関しましては、条例第3条第4号において、規則で定める所得の制限を超えない者と定めておりますので、別途、規則の改正手続を行い、子どもに対する医療費の助成の対象を令和4年4月1日より、年齢制限18歳、所得要件なしとさせていただきたく、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（服部英二夫君） 事務当局による各議案の詳細説明が終わりました。

なお、ただいま上程しております議案第48号から議案第51号までの議案についての質疑は12月10日に行います。

#### 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（服部英二夫君） 次に、日程第8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程いただきました日程8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員の白木俊正氏が来る令和3年12月31日をもって任期満了を迎えることから、同氏を引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

白木氏は、平成31年の1月から人権擁護委員を務めていただいておりますが、現在1期目でございますが、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じておられ、人権擁護につ

いての理解も深いものでございまして、人権擁護活動に積極的に従事していただける方  
でございます。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をさせていただきますので、十分に御審  
議を尽くしていただきますようお願い申し上げ、提案理由説明とさせていただきます。

○議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○住民課長（伊藤正典君） 議長。

○議長（服部英二夫君） 伊藤住民課長。

○住民課長（伊藤正典君） それでは、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について  
説明をさせていただきます。

木曾岬町人権擁護委員、白木俊正氏が令和3年12月31日付で任期満了となることか  
ら、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3  
項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

候補者名でございますが、住所、三重県桑名郡木曾岬町大字外平喜211番地、氏名、  
白木俊正、生年月日、昭和54年10月8日生まれ、42歳の方でございます。

任期でございますが、法務省における事務処理の関係上、令和4年4月1日から令和7  
年3月31日までの3か年となります。

なお、令和3年12月31日の任期満了から令和4年3月31日までの期間につきましては、  
人権擁護委員法第9条により、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職  
務を行うこととされておりますので、申し添えます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

諮問第2号について、御質疑のあります方は御発言ください。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入るわけでございますが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関するものでございます。よって、討論を省略し、直ち  
に採決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部英二夫君） 御異議なしと認めます。

それでは、日程第8、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は原案のとおり適任者と認めるものとして答申することに賛成の方は御起立願いま  
す。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任者として認めるものとして答申することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時32分散会